

司法試験委員会会議（第5回）議事要旨及び議事録

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成16年4月23日（金）13:30～15:20

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

（委員長）上谷清

（委員）浅海保，小幡純子，神垣清水，高橋宏志，長谷川真理子，
本間通義（敬称略）

（幹事）大谷晃大，齋藤誠，村上正敏（敬称略）
（議題1についてのみ出席）

（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付（幹事兼任），古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 新司法試験論文式試験の選択科目の選定について
- (2) 司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正について
- (3) 平成16年度第二次試験短答式試験における受験特別措置について
- (4) 平成16年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について
- (5) 新司法試験問題検討会の構成員について
- (6) 新司法試験の在り方について

議題(1)，(2)については，司法試験委員会議事細則第5条第2項に基づき議事録を作成

5 配付資料

- 資料 1 選択科目に関する法科大学院の意見
- 資料 2 新司法試験の選択科目候補の選定について
- 資料 3 平成18年から実施される司法試験について，論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施について
- 資料 4 「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」の一部改正について（改正案）
- 資料 5 司法試験第一次試験免除に係る個別審査指針について
- 資料 6 司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正に関する意見募集の実施について
- 資料 7 司法試験委員会の議決について

- 資料 8 司法試験短答式試験のユニバーサル・デザイン（中間報告）
点字試験の試験時間延長率の推定と音声試験の設計
- 資料 9 受験者に対する受験特別措置の取扱いに関する事項
- 資料 10 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い（平成16年2月3日司法試験委員会決定）
- 資料 11 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い（案）
- 資料 12 考査委員推薦候補者名簿
- 資料 13 考査委員の職を解く者
- 資料 14 新司法試験問題検討会構成員名簿（案）

6 議事等

(1) 新司法試験論文式試験の選択科目の選定について

【上谷委員長】それでは、まず、第1の議題の「新司法試験論文式試験の選択科目の選定について」に入ります。本日も幹事の方に御出席いただいております。選択科目の選定について、大谷幹事から説明してください。

（大谷幹事から、配付資料について説明。その後、資料2に基づき、大谷幹事から幹事間での検討結果について説明。齋藤幹事から補足説明。）

【上谷委員長】どうぞ、委員の皆さん方も御質問なり、御意見があれば、自由に御発言願いたいと思います。最初に、先ほどの御説明に1、2点補足していただきたいのですが、先ほどのお話では、講座の単位数としては、かなり数が多かったり、定員数がかなりあっても、実際にその教科の授業内容を見てみると名前は同じようなものが付いていても取り上げる内容がかなり違うものがあるとか、まとめにくいものがあるとか、そういうふうなお話がありましたけれども、具体例がありましたら、具体的に御指摘いただけるとありがたい。それからもう一つはですね、先ほどのお話で、民事執行、保全の関係は全体として民事法の中に取り入れる方法でどうかというお話がございましたけれども、同じような関係でいえば、少年法も、実際は弁護士になってすぐにも面接に行くから早速必要になる分野だといった議論があったと思いますけれども、その辺のところも同じように考えればいいのか。その辺のところちょっと恐縮ですが、補足していただければと思います。

【大谷幹事】まず、後者の方につきましては、先ほども少し触れましたが、補足して御説明いたしますと、少年法は、全く委員長の御指摘のとおりで、刑事訴訟法、刑法のある意味特則的な法律でございまして、弁護士が、ある者が逮捕されたということで警察に行ってみたところ、それが少年だったら適切に対応できないというのでは、実務的にはお話になりません。刑事的な実務のイロハとしては、少年法は、当然知っていなければならないというふうに思います。そういう観点から、先ほど、民事執行、民事保全と同じように少年法について

も刑事法の中で取り扱っていただければということをお願いしました。それから、前者の教育内容のばらつきの方ですけれども、例えば金融法について言いますと、実務的に重要であることは当然のことなのですが、実は金融法という体系的な分野があるわけではなく、金融に関する非常にいろいろなものを幅広く取り扱ってしまっていて、その対象を大きく分けてみますと、一つは、銀行法をはじめとした行政規制的なもの、もう一つは、民商事法の発展系と位置づけられるいわゆる取引法的なものがありまして、各法科大学院の講座においても、行政規制的なところに重点を置いたもの、銀行の金融仲介業務に視点を置いたもの、個々の金融取引を民事法的規律に則して横断的に取り扱ったものなど、その教育内容は千差万別です。また、教授の対象とする「主要な法令」が、そもそも設定されていない講座も多々ございます。恐らく担当される教官の方のいろいろな御関心とか御専門によって、その教育内容に違いが出てくるのかなと思われまます。講座開設校数の比較的多い科目の中では、金融法にこのような傾向が見られるほか、あと消費者法にもその傾向があったかと思ひます。

【上谷委員長】どうぞ御質問でも御意見でも、御自由に御発言を。

【本間委員】今の幹事からの御意見ですけれども、消費者関係法について、これを外すということについての理由付けを、お願いしたいのですが。

【大谷幹事】確か日弁連の方から環境法と消費者法とを一緒にして一つの選択科目としてはいかがかという御意見が出ていたと思ひますが、この二つの法分野につきましては、冒頭御説明しました国際関係の一連の法分野のような類似性は認めにくいように思われまます。その中で、環境法は、冒頭御説明しましたとおり、これ一つでも何とか選択科目として成り立つのではないかと判断したのですが、消費者法につきましては、まだ環境法ほども、教育内容の体系化・標準化が進んでいないのではないかと、あるいは、司法試験の問題として、民法等の関連科目とは違った消費者法独自の法原理・原則に従った問題をどの程度出せるのかといった問題があるかと思ひます。なお、この点につきましては、中教審のカリキュラムに関する委員会の報告書の中で、消費者法を御専門にやっておられる方が、「消費者法は生成中の法領域であるため、その原理・体系は十分に確立されていない。どこまで消費者法の範囲に含まれるかについて、必ずしも共通の理解は存在しない。現段階では、消費者法の授業計画は、はるかに多様なものであり得る」というようなことを述べておられます。先ほど御説明しましたように、ある大学ではこういうことを教え、別の大学では違ったことを教えというようなことが、ある程度もう少し標準化されないと、なかなかこれ一つを独立して司法試験の選択科目とするのにはちゅうちょを覚えます。ただ、消費者法につきましては、社会的なニーズの高まりとか実務における重要性といった点では、かなりポイントが高いものがあるということは我々も認識しておりまして、もう少し教育内容の標準化等が進めば、十分に選択科

目の候補になり得るものだと思います。

【上谷委員長】法科大学院でお取り扱いになる消費者関係法というのは、例えば、分かりやすくいえば、どういうふうなもの、法律で言えばどういうものを扱っているのが多いですか。例えば訪問販売の規制とかマルチ商法がいけないとか、そういう類いものが多いのですか。

【大谷幹事】講座によって、教授の対象としている主要な法令というのは千差万別ですが、今御指摘のあった内容についても、これを取り上げている講座はあります。

【上谷委員長】例えば、今非常にたくさん事件があるサラ金業者を規制する法律とかああいうようなものもここで扱うのですか。

【大谷幹事】利息制限法やクレジット契約に関するものなども対象としております。

【上谷委員長】クレジット販売関係のものも。

【大谷幹事】はい。

【上谷委員長】そうすると、むしろ民法の特則のようなものですね。

【大谷幹事】そういった側面は大いにあると思います。例えば、司法試験の問題としてどんな問題が考えられるかということですが、解釈問題としては、結局は、民法の問題が主な論点になってしまうというか、やはり問題となる法原理のベースはどうしても民法に行ってしまうのではないかという懸念があります。もう一つは、消費者を保護するためにいろいろな法律があるわけですが、消費者保護の仕事に就かれる方にとっては、そういう法律や仕組みをたくさん知っているということが実はすごく重要です。しかしながら、そのような細かい法律の法規定について、単なる知識問題ではなく、法解釈の問題として適切な問題を出せるのかということ、なかなか司法試験において要求されている理解力とか思考力等を試すにはあまり適当ではないのかなというふうな印象を受けました。

【上谷委員長】この前高橋委員の方から、やはり選択科目の選定の基準というか、選んでいくためにはどういう基準で選ぶか、そういう考え方をしっかり持たなければいけないという御意見もございました。幹事会の方でも今日御報告いただきましたような観点からいろいろ御検討いただいたというふうな御報告がございましたが、その点に関連して、こんなことでいいのかどうか、御意見なり

御批判がございましたらお願いいたします。

【小幡委員】前回、何科目くらいにするのかという話がございまして、10までいくと、ちょっと多すぎるのかもしれないけれど、基本的な考え方にもございますように、これだけと決まりきったものではなくて、できるだけ多様なニーズにこたえ得る多様な法曹養成というのが、今回の司法制度改革の理念だったかと思っておりますので、新しい法科大学院修了後の新司法試験であるとすれば、あまり古典的な、というものに限定するのも良くないし、科目を絞り込み過ぎるのも妥当ではない。10まで行かないところで、という辺りで幹事会で御検討いただいて、8という科目数で御報告いただいたのですが、その辺りで適当ではないかなと、多様性という観点からは、私はそのような印象を持ちました。

【長谷川委員】私は、どうしてこの科目にして、どうしてほかの科目にしないかという基準が、実際問題として、大学院で均一な授業体系が確立されているかという、実質的な問題についての意義は了解できるのですけれども、もうちょっと、理念的と申しますか、どうしてこれが必要か、ということに関しては、いまいちよく分からないところがあります。例えば、ここに挙がらない、社会保障法を専門にするという人たちもいれば、証券取引法というのを専門にやっいていこうという人もいるわけですね。そういう人たちが何をやるにせよ、上に挙げてある知的財産法とか労働法とか、挙がっているこういうものは、法律の作り方とか在り方とか、ものの進め方のプロセスとかいろんなことに関して、法律実務の異なる側面、しかし重要な側面というものを現しているから、何をやるにせよ、そういうことの一つくらいは、自分の関連として知っておいた方がいいという、そういう基本面がある、という理解でよろしいでしょうか。

【上谷委員長】この辺のところは、法律の御専門以外の方には分かりにくいかもしれませんが、今御紹介のございました社会保障関係法の特色とかですね、今回、かなり講座の数が多いんですけども、環境法と同じような形で取り上げることがしなかった、その辺の違いを、少し御説明いただいた方が分かりやすいかもしれませんね。

【大谷幹事】長谷川委員の方から御指摘のありました、例えば社会保障法を専門にやりたい人、あるいは証券取引法を専門にやりたいという人も確かにいると思いますが、御指摘のあったような議論でいくと、専門にやりたいという希望のあるものについては、すべてを選択科目にしなければならないということになってしまいます。大変難しい判断ですが、ある法律を専門にやりたいという人は、それが試験科目になっているいないにかかわらず、一所懸命勉強されると思います。確かに選択科目を設けている趣旨、すなわち、多様な専門家を育てたい、それに資するためという意味からは、試験科目になっているからこれを勉強しようというインセンティブが働く場合ももちろんあると思いますが、

基本的には、こういう仕事をやりたいからそれに必要な科目を勉強するということになるのではないのでしょうか。また、選択できる科目の数があまりにもたくさんになってしまいますと、本当にわずかな人しか受けないという科目ができてしまう懸念があり、各科目間の公平性という観点からもなかなか難しい問題が生じてくるのではないかと思います。そうすると、限られた科目数を選ばなければならないとしたときに、できるだけ多くの学生にチャンスを与えるようにするためには、できるだけ多くの学校で講座が設けられているということも重視せざるを得ないと思います。

それから、委員長から御指摘のあったボーダーの辺りをどうするのかということで、社会保障法について御説明しますと、社会保障法につきましても、既存の法律の解釈学というよりは、社会政策的な観点や財政的な観点からのいろいろなアプローチ、そういうような政策的な学問としての側面が強いということに加え、消費者法と同様、法解釈の問題を作成するに当たって、例えば行政法や民法と違った独自の法原理・原則というものがどれだけ構築されているかという問題があります。社会保障法が実務的に重要であり、社会的なニーズも高いというのはそのとおりだと思いますが、社会保険労務士の試験とは違って、実務的な細かい法規定の理解を問うことは、司法試験としてあまり適切ではなく、ほかの選択科目と比べて、問題の出し方といった観点からもバランスが取りにくいのかなと思います。

同程度の講座開設数を持つほかの科目も似たようなもので、消費者法についても先ほど申し上げたとおりです。

【長谷川委員】そういう分野を専門にしようという人たちがいても、何をやるにせよ、上に挙げたものというものはあるアспектとして、この中の全部を受けられるわけではないでしょう。ほかの挙がっていないものの何をするにせよ、挙げられているものの中から自分の関連、または別のアспектというものを兼ね備えて知っていることが、法律体系の、いろんな違った異なる在り方の中で、そこをカバーしておくことが基本的に大事なことであり、と言えるのでしょうか。

【村上幹事】選択科目の候補として挙げさせていただいた8科目は、それ以外の領域を専門とする法律家にとりましても、大変重要なもの、やっておけば必ず役に立つというものが多いいと思います。

もちろん、これ以外にもいろいろと重要な科目はありますので、もう少し科目数を増やす方がよいのではないかと考えたわけですが、ただ、スタート時点であまり頑張りすぎますと、うまくいかない部分が出てきて、つまずいてしまう危険があるのではないかと、それよりも、最初に取りあえずこの8科目から始めることにした上で、できるだけ近い将来に見直しをするということをはっきりさせておく方がよいのではないかと考えたわけですが。

【神垣委員】絞り込むという観点からは、この5つの考え方が最大公約数になるだろうという気はするんですが、見方を変えまして、法律分野のバランスという発想、それから実務において何が必要かという観点から見ますとですね、刑事関係が全く入っていないと。救済的に少年法は、必須科目に取り込む形で何とか入るのではないかという技術論としてもですね、刑事学、刑事政策という分野も残っている。政策的な問題というのはなかなか受験科目としては出題しにくいという難点、これは過去には選択科目としてきた伝統があるというような観点からすれば、何がなくても入れてほしいという意味ではないが、刑事、民事、公法というバランスから見ると寂しいなあと、絞り込むという観点からは目的の過ぎてですね、法律家というバランスから見るといかなものかというのが第一点、多分、長谷川委員の質問の根拠はそこにあるのだろうと思います。

二つ目は実務の有益性から考えると、証取法はなぜ落ちるのかなど。取引の中心であり、企業のディスクロージャーあるいは商取引の秩序という面から見て学問的にも実務的にも非常に意義のある法律であり、私共は刑事の世界からだけ眺めておりますけれども、刑事の世界だけではなくいろいろな側面から意義のある法律であろうと思います。

とまあ何点かについて考察してみました。絞り込みの公平さからいくと、候補には挙がらない科目であろうと思いますけれども、今申し上げました発想を変えたときのバランス、実務の有益性の点から考慮する余地はないのかなあと感想を抱いております。

【本間委員】今の御意見に関してですが、「新司法試験の選択科目候補の選定について」の2ページ目の下から8行目にある『「 の実務的な重要性、社会におけるニーズの高まり」は、 の法科大学院における当該科目の開設状況に反映されていると考えられる』とあるが、このように言い切れるのか。まあ、前回の委員会で高橋委員から各法科大学院でどのような科目を開設しているか、まだまだ形成中であるというような趣旨の御発言がありましたが、また、今神垣委員からあった証取法や刑事学、刑事政策について、どうしてこのように開設数が少ないのかということについては考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

開設数が少ないから、社会的な要請、ニーズが少ないとは必ずしも言い切れないのではないかと。もちろん試験でございますから、先ほど大谷幹事がおっしゃったようなことも欠かせないと思います。また司法試験で何を試すかということについては、法曹としての活動を始める程度の知識、思考力、分析力、表現力、こういったものを試すのだということであれば、それに適さない内容を持っている科目は出題しないということになるのでしょうか、もう一度考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

【上谷委員長】私も委員の一人として発言させていただいてもいいのではないかと。

と思うのですが、お二人のおっしゃることはもっともなことだと思います。しかし、私としては、社会的なニーズとして何が多いかということについて、どこに尺度を求めるかということもあると思うのですね。

おっしゃるとおり、例えば証券取引法も大事な分野だと思いますし、刑事の分野が少な過ぎるという御批判も、寂しい思いをされるという点につきましても誠にごもっともだと思います。非常に重要な分野であることは間違いないと思うんですけど、私は、おっしゃることはよく分かるのだけれど、法科大学院で取り上げてないのが認識不足だという面はあるにしても、現実に法科大学院の方でも学生のニーズを考えながら講座の開設を考えているのではないかと、それ以外にどういう尺度をもってくるのかということになるとなかなか難しい気がします。実際問題としては、例えば刑事関係は担当する専任教授が少なかったという実情もあるのかもしれませんが、その辺は私もよく分かりませんが、それでは何を指標にしていいのかという点が難しいのではないかと気がいたしまして、現実の問題としては、大学での設置講座数を勘案して考えるより仕方がないのかなという気がいたします。

例えば証券取引法にしましても、むしろ日本が遅れている分野であると思います。一般投資家の利益を重視しなければならないということで、企業のディスクロージャーをどうするかという観点から、いろんな問題があることも分かっています。それが政策的にも大事であると思うし、そういうことを専門に議論する分野があっていいというのはよく分かるのですが、司法試験でその法律分野の思考あるいは論理の使い方、そういった法律解釈のプロセスを探っていくという独自の分野、例えば環境法でお話のあったような、まとまりを持った学問体系として完成されるに至っているのかどうかという点になると今ひとつよく分からないし、結局大学での講座の設置数というところに表れているのかなという気がしますけれどね・・・。

お二人の意見はよく分かりますが、これからの成熟を待つのでいいのではないかなという気がするのです。まだ御発言のない高橋委員なり、浅海委員なり、遠慮なしにおっしゃってください。

【浅海委員】いろいろ考えたのですが、とりあえず、今回は、幹事原案通りで行くべきなのだろうという思いに至りました。その意味で、ここで多くを述べるつもりはありません。法科大学院の誕生、それに伴う司法試験改革が実施された背景には、「法曹界、さらには、社会からの大きなニーズ」があったわけで、これにこたえようということからいけば、司法試験の選択科目についても、まずは、この辺りから、ということになるのはもっともだと思えたからです。

ただ、敢えて加えるなら、それにしても、「ニーズ」にただ従っていればいいのか、という気持ちがある、いささか残っているのも事実なのです。一つには、そもそも、この「ニーズ」は現実を正しく反映しているのか、ということ。また、本来、法曹には、「現実」を反映するだけでなく、「現実」を変える役割はないのか。さらに言うなら、元来、法というものの在り方、あるいは、それ

ゆえに法曹を構成する人物に求められる質，具体的には，法を駆使する技術を超えた「ジェネラリストたりえる感覚，センス」などは，新たな制度の下では，すべて政策大学院などに任せてしまうことにしたのか，などの問題が気になるからです。

もっとも，このようなことは，すでに論議されてきた上で，新制度が誕生した，と考えるべきなのかも。そこで，今回は，まずは，法科大学院の現場のありようから読みとれる「ニーズ」に従ってみる。その結果をみて，その先を考えてみるのが妥当な進め方なのだろう，と思った次第です。

【上谷委員長】高橋委員はどうか。

【高橋委員】大学の教師をしておりますので，どうもバイアスがかかってしまうのですがお許しください。民事系，刑事系，公法系において，憲法，行政法等々と7つの科目があり，これらの法律分野は全員が受けるわけです。そこで鍛えられる法的な訓練とは異質なものを，法科大学院では一つくらいは真剣に勉強してくださいというのが選択科目の趣旨だろうと思っているのです。その意味では，挙げられた科目は，例えば労働法であれば，民法に雇用の関係の規定がありますが，そこだけではカバーできない独自のものがありますから，そこを学んでおくことは法律家としての幅を広げると，そういうことであろうと思っております。

と同時に，現実的には，ボリュームと言いますか，科目間の公平というのでしょうか，そこを現実論としては考えなければならぬと，そういうふうに思っております。結論としては，この8科目というのが，大体そういう点で，よい法律科目を押さえている，という印象を持っております。が，ただ，先ほど，環境法については補足説明があったことから象徴されるように，私は，あの補足説明は，少し環境法をほめ過ぎだろうと思っております。ただし，環境法を入れることには賛成します。環境法は，国際社会の変化に，より敏感に対応するところがありまして，これらの科目，8科目は皆そうなんですね。社会が大きく動いていて，既存の法律学ではカバーしにくいところを押さえている科目ですから，その意味で環境法を入れることは結構だと思っております。程度の差かもしれませんが。

結局，取りあえずはこういう科目でスタートしてみて，何年か後に見直すという条項を入れるということが可能でしょう。ただ，反射的に出てきた問題が少し気になっております。ここに挙げられなかった科目の扱いですが，先ほど，少年法は刑事系で，民事執行法，民事保全法は民事系でと言われましたが，私はそれは可能だと思います。けれども，それがどれだけ受験生に理解されているか，周知徹底は図ったほうがいいだろうと思います。このごろ，民事訴訟法というと，判決手続，単行の民事訴訟法としか考えない人が結構いますもので，その点を御注意いただけたらと思います。

もう一言，証券取引法についても，恐らくその観点で考えられるのではない

かと思えます。会社法の株式のところでは、商法の教育者は、証券取引法に触れないで授業をするということはありませんから、細かい解釈論は別にしても、大筋は会社法の中で教えていただければいいかと思えます。

【小幡委員】今のお話に追加しますと、公法系でいうと、今までの議論には拳が来ていて、少年法、金融法の次くらいに地方自治法というのがございまして、現実の行政は地方行政が非常に多いものですから、これも多分、必須のところでは、どの程度取り入れるかという議論をしなければいけないという話ではないかと思えます。そういうのがかなりあるので、司法試験の範囲というのも、この委員会から発信したりするのですよね。

【池上人事課長】必要に応じて科目の範囲を定める省令を定めることができます。

【小幡委員】その時点で明確にすることが必要ではないでしょうか。

【上谷委員長】問題検討委員会の方でも、その辺を念頭において検討していただく必要があるし、その辺の意見をフィードバックしながら規則の制定も考えなければいけませんね。規則を制定する際には、当然ここで皆さんの御意見をお伺いすることになるのですね。

【池上人事課長】当然この委員会の御意見に基づいて制定されるということです。

【上谷委員長】いろいろ御意見があることはよく分かりました。時間にも限りがございますので、ある程度、方向性で皆さん方の御了承が得られるのならば、とにかくパブリックコメントにそろそろかけたいという気がいたします。私自身もせつかくの新しい司法試験ということでは、各分野の専門家を増やしていくということを期待する意味もありまして、ある程度多くの科目をとということについて要請があることは分かるのですけれども、当面の発足としては、幹事会からお示しのあった8科目で取りあえず最初はスタートして、それぞれの分野で、今日皆さんがおっしゃったことの議論を引き継ぎながら、それぞれの分野の成熟度、公法関係、民事関係、刑事関係で、どの程度踏み込めるか、踏み込むのが難しいかということも考えながら、更に議論を発展させていったらどうかと、そのような気がするのですけれども、妥協的な案ですけれども、何とか前へ進めませんかでしょうか。いかがでしょうか。

【高橋委員】賛成です。

【上谷委員長】よろしゅうございましょうか。

【本間委員】私は、結論としては8科目でいいと思います。ただ、先ほどから、委員の方々から意見が出ましたので、資料2は幹事会の意見であるということで、その位置付けというのは必ずしも委員会の意見とする必要はないのかとは思いますが。

【上谷委員長】それでは、時間の関係もございますから、いろいろ御意見はあるところですが、一応この選択科目の選定についての議題については、幹事会のほうから御提言のございました8科目を、当面、18年度の選択科目の選定科目とする方向で意見を求めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局の方で意見募集の手続を進めてくださるようお願いいたします。意見募集は資料3のとおりの方で行ってよろしいでしょうか。特段御異論ございませんですか。

【高橋委員】個人的な趣味で恐縮ですが、「注の2、国際取引法、私法系分野、国際民事訴訟法」とありますが、国際民事手続法の方が流れがいいような気がします。民事訴訟法より少しぼかしたということですが。

【上谷委員長】人事訴訟手続法だって入るじゃないかということもありますし。おっしゃるとおりですね。民事手続法、それの方がいいでしょう。民事訴訟法というと、日本では民事訴訟法という、特定された法典になってしまうからですね。字句だけ修正してください。

【小幡委員】日付は、ホームページに出す日ですか。

【横田人事課付】冒頭のクレジットにつきましては、4月23日という本日の日付を入れさせていただきます。また、本日御決定をいただきましたので、4月内の公表が可能かと思っておりますので、意見募集期間は4月下旬の日付から1か月ということで、募集期間としたいと思っております。

【上谷委員長】それは事務当局にお任せしてもよろしゅうございますね。

【本間委員】1の「意見募集の対象」のところ「などを総合的に考慮し、」とありますが、資料2の1「選択科目を選定するに当たっての基本的な考え方」の から まででよろしいですね。 の「科目間の公平」はあえて省くということ。

【池上人事課長】資料2のほうも委員会の議事録と共に追加的に公表しますので、その趣旨は、国民の皆さんに明らかになると思っております。

【上谷委員長】それではよろしいですね。

(異議なし)

(事務局から意見募集後の審議予定等につき説明)

これで第1の議題の審議を終了します。

(2) 司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正について

【上谷委員長】それでは、第2の議題に移ります。

本件は、2月23日に法務大臣から当委員会に対し、司法試験第一次試験免除要件の弾力化などについて諮問がなされたものです。

2月に行われた第3回委員会において、大学院への入学資格などと同様に個別の受験資格審査を行うことにつきましては、おおむね皆様の合意が得られていたところですが、その際、あらかじめ審査に当たっての大まかな指針と言いますか、方針ぐらいは意見募集に併せて定めておくべきではないかとの御意見があり、事務局にその検討を依頼していたものです。まず、その検討結果につきまして、事務局から説明をいただきましょう。

(事務局から、配付資料4ないし6に基づき、規則改正案、審査指針案及び意見募集案について説明。)

【上谷委員長】資料4に参考で挙げてある学校教育法施行規則第70条1項6号には、別に3月31日との限定を付さなくとも、3月31日までに22歳に達するものという解釈になってくるのですか。

【池上人事課長】学校教育法施行規則第72条では第44条の規定を大学に準用していますが、その前提となる第44条では、「小学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に修了する。」とあります。

【上谷委員長】その規定が効いてくるわけですね。僕はたまたま3月31日生まれで、利益を受けたのか不利益を受けたのかは分からないけど、関心はあるんです。4月1日生まれの人までが前学年に入るのですね。

日本の学年度に合わせるということではよろしいのではないのでしょうか。法科大学院も4月に授業が始まり、2年若しくは3年で卒業して、その後の5月に司法試験を受験するということになりますね。それと同じと考えて、大学卒業年次の3月に基準を合わせるということではよろしいのではないのでしょうか。

つまり、とび級はなしということです。特に御異論はないものと考えてよろしいですね。

(異議なし)

それでは、次に指針です。意見募集をするに当たって、ごく大まかな指針ですけれども、事務局から説明があったとおり、二つに分けて、短期大学卒業等

の場合と大学編入学資格のない専修学校卒業等の場合とに区分して書いてありますが、実質的には同じことです。大学卒業と同程度の学力があると認められるものというからには、そこを考えながら審査するということを書かざるを得ないということで、やや抽象的ではありますが、これ以上細かく書きようがない、ということで書いていただいたものがこの内容です。実際は、どのような科目を履修したかについて、例えば申請書などに書いてもらう形にするのですか。

【池上人事課長】申請書に書くほか、証明書など、履修した科目の証明書を添付していただくということになります。必要に応じて、その教育機関の教育内容についても証明書を出していただき、書面によって提出していただくということになります。

【上谷委員長】朝鮮大学校のようなケースだと、この のような手続となるわけですね。

【池上人事課長】そうでございます。

【上谷委員長】書式を作っておいて、それによって提出してくださいという形で行うのですか。

【池上人事課長】はい。あるいは、科目履修証明書を出していただくことになりうかと思えます。そのような具体的な審査に関する事務手続については、意見募集と平行して検討いたしまして、委員会にお諮りしたいと考えています。

【上谷委員長】それは規則が改正された後で、具体的な運用手続については、このようにするというので、実際問題としては、事務局から例えばリストを出していただいて、私どもの方で検討することになるわけですね。

【池上人事課長】その辺の手続を、意見募集の手続と平行して、事務局で検討しまして、委員会にお諮りしたいと考えております。

【上谷委員長】それではそのようにお願いします。これで、意見募集することは御異存ございませんね。

(異議なし)

それでは、事務局の方で意見募集の手続をしていただきます。今後の予定について触れておいてください。

(事務局から意見募集手続及びその後の検討予定について説明)

【長谷川委員】すいません。私，よく分からないのですが， というのは，短大を卒業しただけでも，大学卒業と同じになるということがあるということですか。

【横田人事課付】短大を二つ以上，専攻を変えて行かれる方もあるので，そのような場合も視野に入れるということです。

【長谷川委員】二つということですか。

【横田人事課付】特に，日本で短期大学を出られて，外国で短期大学を出られるなど，いろいろなバリエーションがあるようです。

【池上人事課長】実際にも，各国のいろいろな教育機関を修了したとして，現在でも，日本の短期大学の卒業歴と併せて申請してくる方が複数見られます。

(3) 平成16年度第二次試験短答式試験における受験特別措置について

委員長から，司法試験委員会議事細則第6条第2項（以下「議事細則」という。）に基づき，以下のとおり報告があった。

上肢機能等障害者（健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの）の短答式試験時間の延長について，議事細則第6条第1項の規定に基づき，書面により各委員から意見を徴した。その結果，資料7のとおり，30分の試験時間延長を認めて4時間とすることについて，全委員が賛成意見であったので，これをもって，平成16年4月13日付けで委員会の議決とした。

事務局から，資料8及び資料9に基づき，司法試験第二次試験短答式試験において点字による出題及び解答を選択した者に対する試験時間の延長案の趣旨について説明。

協議の結果，資料9のとおり，210分の延長を認め，試験時間を7時間とするとともに，試験時間から3時間30分後において，15分の休憩時間をとることが決定された。

事務局から資料10及び資料11について説明がなされ，協議の結果，「司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い」について，資料11の案のとおり改正することが決定された。

(4) 平成16年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について

平成16年度司法試験第二次試験考査委員について，資料13の者の解職に伴い，資料12記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

(5) 新司法試験問題検討会の構成員について

新司法試験問題検討会の構成員について、資料14の構成員名簿案のとおり了承された。

(6) 新司法試験の在り方について

新しい司法試験の在り方について、次回委員会において更に協議することとされた。

7 次回開催日程等について

次回の第6回委員会会議は、5月21日(金)午後1時30分から、開催されることが、確認された。